

## 金額設定について

### 1 空調設備の方式

学校の体育館の空調設備は、概ね小学校はガス式、中学校は電気式で整備を進めています。

### 2 金額設定の考え方

ガス料金（都市ガス）の基本料金は、使用量に比例して増加します。一方、電気料金は、基本料金が料金全体の半分程度を占める場合があるなど、その影響が大きい料金設定となっており、30分間の最大需要量により1年間の基本料金が決定します。しかし、最大需要量は学校教育として使用しているとき（主に平日の昼間）にピークとなるため、学校開放事業やその他の使用が基本料金の決定に影響することはありません。

以上より、ガス式の空調設備においては、基本料金を含めるものとし、電気式の空調設備においては、基本料金を含めない従量料金のみで算出するものとします。

### 3 算出方法及び算出額

上記2の考え方にに基づき、空調機の定格出力から年間光熱費を計算し、それを年間の使用想定時間で除したものを1時間当たりの光熱費として算出しました。

体育館の1時間当たりの光熱費			(単位：円)
	小学校平均	中学校平均	全学校平均
1時間当たりの 光熱費	637	626	633

※料金単価については、現在（令和5年12月時点）公表されている最新のものを採用し、ガス料金については、冬期は令和5年12月、その他期間は令和5年11月の単価により、電気料金については、夏期は令和5年9月、その他期間は令和5年12月の単価により算出。

### 4 光熱費の金額設定

目的外使用者に負担を求める金額は、小学校中学校共に1時間当たり630円と設定します。

### 5 光熱費への影響

体育館に空調設備を整備することで増加する光熱費は、現時点において、年間7,200万円程度と見込んでいます。それに対し、徴収する光熱費想定額を上記4に基づき算出すると、年間1,000万円程度になります。（※全54校供用開始以降）

### 6 改定時期

設定金額の見直し時期については、全校供用開始に至るまでの約2年間の実情を確認した上で、改めて検討することとします。